(1) 3月定例会議に係る協議について

1)予定議案について

◇新年度予算関連以外

【発委議案】

· 条 例 1件

【町長提出議案】

条 例 6件

・補正予算 8件 合計14件

◇新年度予算関連

議決議案 1件

· 条 例 1件

• 予 算 8件 合計10件

[意見案等]

- ・提出期限 3月3日(金)正午
- ・提出件数 1件
- ・意見案は13日(月曜日)10時までに成文化(署名)をお願いします。
- ・成文化された意見案は、13日の議会運営委員会に諮り最終日に上程予定です。
- 2)会議日程について
 - ・3月8日(水)から3月14日(火)までの7日間の日程とします。
 - · 11日(土)、12日(日)の2日間は休日休会とします。
- 3)一般質問について
 - ・提出期限 3月3日(金)正午
 - ・通告人数及び項目 3人7項目
- 4) 議事日程及び会期日割について
 - ・会議日割(案) ~ 資料1 (初日に配布)
 - ・議事日程(案) ~ 資料2
 - ・一般会計予算ページ割(案)~ 資料3(新年度予算説明当日に配付)
- 5) 全員協議会について
 - ・第7次総合計画策定における主要課題について
 - ・ 令和 5 年度地方税制改正の概要 (関係分) について
 - ・斜里町再生可能エネルギー導入戦略の策定について
 - ・AIによる地域公共交通実証運行事業(案)について
 - ・社会福祉法人斜里福祉会の経営改善計画について
 - 子育て支援センター施設集約化事業について
 - ・知床アクティビティリスク管理体制検討協議会の中間報告について
- 6)報告(会期中に配付)
 - · 令和 4 年度 工事等入札執行結果

- 7) 議事の進め方(案) について
 - ①当面の議事運営について
 - ◆第1日(8日·水曜日)
 - (1) 定刻再開
 - (2) 日程第1 会議録署名議員の指名:櫻井議員・久保議員
 - (3) 日程第2 会議日程について
 - (4) 日程第3 議長諸般報告について
 - (5) 日程第4 町政報告(3月3日現在12件予定)
 - (6) 新年度予算に関連しない議案

【議決議案、条例案、補正予算】

- 1) 「日程第5 発委第1号」から「日程第8 議案第75号」まで (条例4件)を一括議題とし、個々に質疑、討論・採決。
- 2) 「日程第9 議案第76号」から「日程第11 議案第78号」まで (条例3件)を一括議題とし、個々に質疑、討論・採決。
- 3) 「日程第12 議案第79号」から「日程第19 議案第86号」まで (補正予算8件)を一括議題とし、個々に質疑、討論・採決。
- (7) 散会(延会)
- ◆第2日(9日・木曜日)
- (1) 定刻再開
- (2) 日程第1 会議録署名議員の指名:若木議員・海道議員
- (3) 日程第2 一般質問
- (4) 散会(延会)
- ◆第3日(10日・金曜日)
 - (1) 定刻再開
 - (2) 日程第1 会議録署名議員の指名:須田議員・今井議員
 - (3)新年度予算関連審議

【議決議案、条例案、各会計予算案の説明】

- 1) 「日程第2 議案第87号」から「日程第11 議案第96号」まで (議決議案1件、条例案1件、予算案8件)を一括議題として提案説明。
 - ① 議決議案 ②条例案 ③新年度予算関連(副町長:財政説明 ⇒ 一般会計~各特別会計~各企業会計)

【議決議案の質疑】

2) 議案第87号 質疑

【条例案の質疑】

3) 議案第88号 質疑

【予算案質疑】

- 4) 議案第89号 一般会計予算案(歳出・歳入)の質疑 款別を基本に「資料3 ページ割」により進める。
- (4) 散会(延会)
- ◆第4~5日(11~12日) ~ 休日休会

- ◆第6日(13日・月曜日)
- (1) 定刻再開
- (2) 日程第1 会議録署名議員の指名:小暮議員・久野議員
- (3) 新年度予算関連審議

【予算案質疑】

- 1) 議案第89号 一般会計予算案(歳出・歳入)の質疑
- (4) 散会(延会)
- ◆第7日(14日·火曜日)
- (1) 定刻再開
- (2) 日程第1 会議録署名議員の指名:佐々木議員・木村議員
- (3) 新年度予算関連審議

【予算案質疑】

- 1) 議案第89号 一般会計予算案(歳出・歳入)の質疑
- 2) 議案第90号から議案第94号 各特別会計予算案を個々に質疑
- 3) 議案第95号から議案第96号 各企業会計予算案を個々に質疑

【総括質疑】

・議決議案及び条例案並びに各会計予算案の総括質疑

【討論採決】

- ・総括質疑終結後、議決議案、条例案、各会計予算案を個々に討論採決
- (4) その他案件審議
 - 意見案等
- (5) 閉議

②新年度予算の審議方法(案)について

≪説明≫

議決議案 ➡ 条例 ➡ 財政説明(副町長) ➡ 一般会計 ➡ 各特別会計 ➡ 各企業会計

≪質疑≫

議決議案 ➡ 条例 ➡ 一般会計(歳出·歳入) ➡ 各特別会計 ➡ 各企業会計

≪総括質疑≫

議決議案・条例に対する総括質疑、予算に対する総括質疑

≪討論採決≫

議決議案 ➡ 条例 ➡ 一般会計予算 ➡ 各特別会計予算 ➡ 各企業会計予算

- ・議決議案、条例、予算(一般会計から各会計の順に行います)に 対する質疑は、最後に総括質疑を行なうので、議長はそれぞれの 質疑ごとに「質疑は一応終わった旨」を宣告します。
- ・<u>この宣告後は、前の質疑に戻ることがないよう厳に慎んでいただ</u> きますよう願います。
- ・一般会計の質疑については、ページ割りごとに行いますが、「款」について質疑をつくすことを基本とします。
- ・<u>総括質疑は、それぞれの質疑が終了していることが前提ですのであくまでも、総括的な事項として政策的な点に努めてください。</u>
- ・総括質疑の際には、<u>理事者答弁を基本としますので、細かい数値な</u> どを含む質疑は行なわないよう願います。